

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月25日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	高島市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.takashima.lg.jp/www/contents/1492064773221/index.html

執行機関名 高島市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成27年高島市告示第36号)による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高島市個人番号の利用に関する条例 別表第1 第6の項 高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱(平成27年高島市告示第36号)による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この告示は、「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)に基づく事業(小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の対象となっている者(以下「小児慢性特定疾病児童」という。))に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、その福祉の増進に資することを目的とする高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業。以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		高島市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱